

○平成二十八年国土交通省告示第五百八十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第八項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

|   |            |
|---|------------|
| 平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。） | 百五十四万七千四百円 |
| 告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの                                   | 七十九万七千六百元  |
| 告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの  | 百四十三万七千八百元 |
| 告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）                         | 百三十二万円     |
| 告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）                             | 四十九万五千三百円  |
| 告示第三号に掲げる工事   | 五十九万六千円    |
| 告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの  | 八十一万四千元    |
| 告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの                                      | 百二十五万四千元   |

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月五日国土交通省告示第二六七号）

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年三月三十一日国土交通省告示第四五二号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四九〇号）

1 この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。